R8.4.1～

お問合せ先:みらい安心課 0596-62-2423

度会町移住・定住促進事業補助金 Q&A

1	補助金の対象となる住宅とは？	自己の居住のため、玄関、台所、トイレ、風呂及び居室を有する家屋のことをいいます。ただし、相続若しくは贈与により住宅を取得した場合は対象となりません。
2	現在、建築中の住宅は対象となるのか？	令和元年 10 月 1 日以後であれば、建築中であっても、工事請負契約の締結日から 6 ヶ月以内に申請すれば対象となります。
3	転入後に補助金の申請をしたいが、移住者支援の対象となるのか？	度会町に転入後、1 年以内に申請すれば対象となります。なお、住宅の請負契約または売買契約の締結日から 6 ヶ月以内に申請してください。
4	対象住宅が完成した日とは何をもって判断するのか？	登記事項証明書の建築年月日によって判断します。
5	併用住宅は補助対象となるのか？	併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の 2 分の 1 以上あるものに限り、対象となります。
6	母屋の横に離れを建てるが対象となるのか？	度会町水道事業に新規加入し、【1】で回答した要件を満たす家屋であれば対象となります。 母屋の水道メーターからの分岐、もしくは母屋の所有者などからの水道名義の変更のみでは対象となりません。
7	親と共有名義で住宅を取得するが対象となるのか？	共有名義で取得する場合でも、対象住宅の所有権の持分（夫婦の場合は本人及び配偶者の合算した持分）の 2 分の 1 以上を有していれば対象となります。
8	親からの相続で土地を取得し、住宅を建築（購入）したが、対象となるのか？	対象となります。ただし、住宅を相続もしくは贈与で取得した場合は対象となりません。
9	補助金の交付を受けた場合、税金はかかるのか？	度会町移住・定住促進事業補助金は、補助金の交付を受けた日の属する年分の「一時所得」として所得税の課税対象となります。なお、一時所得の金額の計算においては、50 万円までの特別控除の適用があります。詳しくは税務住民課にご確認ください。

10	補助金の交付を受け、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、補助金等の額として住宅取得等の対価の額から控除する必要はあるのか？	控除する必要があります。詳しくは税務住民課にご確認ください。
11	HP に「申請日の年度の末日までに住宅を取得するものに限る」とあるが、申請から建築までに時間がかかり、年度をまたいでしまうが大丈夫か？	補助金の予算には限りがありますのでお早めにご相談ください。また、年度ごとに制度の見直しや廃止などが行われる場合があります。詳細はお問合せください。